

資料

宗務顧問所会議における

浄土真宗本願寺派宗制・宗法案について（五）

平野 武
本多 深 諦

すでに触れたように、宗務顧問所会議では、宗制、宗法以外にも「宗規」（国法レベルでの法律に相当する。ただし、現在、浄土真宗本願寺派では「宗規」とは、宗教法人規則すなわち、宗教法人「浄土真宗本願寺派」規則を指す。宗務顧問所会議という「宗規」は、今日の「宗則」に該当する。）についても議論されている。「門主相承規範」、「宗政総局職制」、「総長選挙規程」、「勸学寮規程」、「宗門投票規程」、「帰敬式規程」、「入門式規程」、「得度式規程」である。このうち、門主相承規範は民法改正との関係（家制度に関する民法改正がよく意識されていることも注目すべきであろう。また、議事録には見当たらないが、皇室典範改正問題―当時の皇室典範については言及されている―も意識されていたと推測される。）で、結局、この会議では当局により撤回され、翌年の会議（昭和二十二年一月十八日開催）に改めて審議することになった。しかし、門主相承規範は国法レベルでは、皇室典範に相当するものであり、撤回されたといえ、宗務顧問所会議での議論は、紹介に値するであろう。門主相承規範、宗政総局職制、総長選挙規

程、宗門投票規程は、宗制、宗法でないから、形式的意義における憲法ではないが、実質的意味での憲法といえるものである。その意味で、これらについての議論は、注目に値するものであろう。なお、宗政総局職制、総長選挙規程、宗門投票規程は国法レベルでは、内閣法、国会法、国民投票法に相当するもの（完全に重なるものではないが）といえよう。

審議は、九月二日の午前中の会議のあと、お昼の休憩を挟んで、午後開始された。

議 長

午後零時四十分再開

では、午前中に引続いて會議を続行します。之で宗制、宗法がすみしましたから、今度は宗規に移って、先づ門主相承規程の説明を願ひませう。

門主相承規程 花田部長

相承規程の第一条より第三条迄ハ、門主の繼職と新門様のことに於て規定したのであります。従来御法主の繼職に就てハ、大谷家の家範で決めてあつたのであります。大谷家の家範は家範として別に作り、門主を相承のことハ、宗派の規則としておいた方がよいといふことで、今回は宗規として宗會の議決を経る形をとることにしたのであります。その他第四条では、新門様が御長男であるときは問題でハないのであります。色々な事故のある時ハ門主繼承委員會で決めることとしました。第五条ハ門主代務について原則的に新門様が就任される事を規定し、新門様のない時或は未成年のとき、其の他の理由で就任出来ない時ハ委員會で決めることとしました。又第六条は新門様以外の門主代務の任期に就いて、第七条は門主代務が自發的に辭職出来る場合と他から退職させられる場合とに就いて定め、第八条で

ハ門主代務が就任の理由がなくなった時ハ退職することを明記しておきました。以下第九条より十三条迄は、委員会の組織、委員会の招集議事の定足數、議決の方法、議長の選出方法等について規定したのであります。此所で一寸御諒解を願つて置き度いのでありますが、この相承の順位の規定は、現行民法によつて決めたのでありまして、民法の改正が比較的早く行はれるのではないかと思はれますので、其の時は又、此の規定も少し變へなければならぬのでハないかと思ふのであります。即ち大谷宗家の戸主（第二条）とある所であります。そこで本規範は、それまで（民法改正まで）待つか、民法の変つた時に又變へることを条件として今決めて置くか、それとも民法はどう變らうとも、本派でハ關係なしに順位を決める事にするか、其の辺もお含みの上で御審議を願ひ度いのであります。法制部ではかうした事から茲に法制部試案と云つたものを拵へて見ましたので、一寸其の方も御覽願ひ度いのでありまして、その試案の方に就いて一寸申上げますと、第二条でハ「大谷宗家の戸主」といふ事を抜き、第四条で新門様を決める順位を規定したのであります。又第五条は門主に御子様のない時に、新門様又は新門とされる御方を決める方法を定めたのでありまして、第六条以下は前と同じでありますから、此所にハ書いて居られないのであります。

議 長

本願寺住職の分は本願寺の規則で決めるのかね。

花田部長

はい、そして御尊名を出しておくつもりであります。

議 長

試案の第四条の所で庶子はどうかね。民法との關係もあり皇室典範の方も参考にして。

花田部長

現在の皇室典範ハ民法の相續法には關係なしになつて居りますが、庶子の点は？

議 長

執行長、一應どちらかを提案して宗會で重大な変更があれば、その時又顧問會を招集してハ如何ですか。顧問會はまだ明年三月迄はよいだらう。民法が決まらないので仕方がないが、一應提出しておいて……。と、すると最初に配つたものを議題にするか、後の試案を議題とするか、どうしますかね。

藤 井

宗會で議決になれば顧問會には報告程度になるのでハないでせうか。

議 長

現行の宗制でハ管長が裁可しなければ駄目だから、その前に顧問會を開いて諮つて貰つては……。

梅 上

變へることを予想した案よりも後の試案を議題に上せてハ如何でせう。

猊 下

新門が繼職せずに死去した時は子供があつても弟の方が繼職するのですか。

花田部長

さうなります。新門様も門主のお子様の場合と他から養子をされた場合とがありますし。

猊 下

養子をした後に男子が出来た様な場合はどうなりますか。

花田部長

現行の民法でハ養子に相続権があります。然し親のあります間に離縁等をすれば、又別であります。

議 長

新憲法でハ家の相續といふ事を認めないのだから、新門がなくなった様な時は、委員會にまかせてハどうですか。

猊 下

どうしても今度提案せねバなりませんか。

花田部長

四月一日までに行はれる最終の宗會迄に提案してもよいのでありますから、今回は保留願つても差し支へありません。そして若しそれまでに民法が明らかになれば、一應現行の

民法によつて最初の案を出してもよろしい訳であります。その為に宗法附則第九十七条にもそうした事を予想して、今後でも宗規を制定出来るような文面にしてありますが、今宗會に本規範を提案するといふ事になりますれば、今後宗規を作るやうな事はないのでありますから、宗法第九十七条も「宗規、宗則、宗令の制定及び施行」とありますものハ「宗規の施行並びに宗則、宗令の制定及び施行」といった具合に、宗規の制定といふことハ削除せねばならないと思ひます。

狛 下 とても二時までには之を決める事は出来ないと思ひます。又早急に決めて置かねばといふ必要もないと思ひますが……。

（註）午後二時になれば、財團關係の顧問及び内局が退場する予定であるので、それまでにハ早や時間の余裕がない為。

議 長 現行の皇室典範でハ、若し皇太子様がない時は秩父宮、次ハ高松宮、次は三笠宮といふ順位になつてゐますね。

花田部長 女系も認めてありません。

議 長 本派で女系を認めるのハどうかね。女はどうも具合が悪い。實權を持つハ夫だからなあ。花田部長 今迄の規定でハ女でも戸主であれば法主になれたのでありますが、戸主が移れば法主の地位もなくなるので、所謂中継のやうなものでありました。

議 長 内局は如何ですか。折角此所に出たのでハあるが、今回は一度撤回して明年度迄に改めて審議することにしてハ……。

朝 倉 それでハ、そういう事に致しませう。

花田部長 明年の三月三十一日迄は顧問所もあるのですから、別に差支へはありません。

議 長 でハ門主相承規範は當局より撤回されましたから、次に宗政總局の職制に移ります。

宗政總局職制
でハ次に宗政總局職制を上提することになります。

花田部長 本職制は、第一条でハ總局の組織に就いて、總長一名、執行若干人としたのでありますが、

此の若干人とは一名以上の意であります。第二条は事務所の名称と場所とを定め、第三条より第五条までハ總長並に執行の職務権限といった事で、第六条でハ無任所の執行を置くことの出来る規定を設けました。次に第七条の宗政各部門の職制は宗規で定めるとあるのは、宗則の誤りであります。第八条ハ總局會議を経なければならぬ事柄について挙げたのですが、之を逆に見れば、所管の事務で之以外の事柄は總局會議に附しなくても良いといふ訳になります。

議 長 第八条の一号に門主に関する事柄とあるのハ、どうも漠然だが。

花田部長 御巡教は勿論、御身辺に起つて来る事柄まで含むのでありまして、そうでないと、内事部の

事ハ總局の所管外といふ様な事になるおそれがあります。

猊 下 第二条の宗政事務の事務は削つてはどうですか。

花田部長 此の場合は前の事務を削つたこと（宗法第七章第二節宗政總局の第三十六条の所で、宗政總局は宗政事務につき云々とある事務を削つたことをさす）とは意味が違いますから、入れて置くべきだと思います。

總長選挙規程

花 田 第六条の無任所といふ辞句は、おかしい様に思ひますね。

議 長 執行に各部門を分掌させる事が出来るとすれば、分掌させないでもよいと云ふ事になるか。
花田部長 そうしますと原則が分掌させる、といふのと分掌させないでもよい、といふのと両面になりますから、どうでせうか。

花 田 内閣の場合でも無任所大臣といふかね。

永野賛事 大臣の場合は全て國務大臣で、その上で所管を分掌させる事になって居り、無任所大臣といふのは俗語です。

花田部長 無任所大臣といふのは閣議に列せしめる必要があるもので、入れたのと思ひます。

議 長 無任所は通念で解つてゐるし、之で一つの熟語になつてゐるのだから、これでよいだらう。
でハ之位で職制は措いて次に移りませう。

花田部長 それでは總長選挙規程に就いて説明を致します。總長は先づ、總長候補者推薦委員會で特定の候補者を選定し、その中から宗會が之を選挙して決めるといふ事にして、第一条でハ議會開會中の場合と閉會中の場合（郵便投票）とについて規定し、第二条でハ當選人について、又第三条でハ委員會の組織について定めたのであります。この第三条第三号の門主の任命するもの三人とあるのは除けといふ議論もありました。第四条以下ハ此の委員會の會長や招集や議決の方法についてきめたのであります。

議 長 第三号の委員の任期があつた筈だが。

花田部長 ありました。プリントのミスになつてゐますから、第三条の終に「第三号の委員はその任期

を二年とする。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする」とお書入れ願ひます。

猊 下 他の所でハ申達となつて居りますが、第三条第三号でハ推薦になつてゐますね。

花田部長 申達といふとおしつける様な気がしますので推薦としました。

猊 下 申達にかへてもよいのですか。

花田部長 かへてもよろしいです。

猊 下 宗會議員以外から三人となつてゐるのハ除いてハいけませんか。

藤 井 それでハ宗會に委せて了ふことになります。

猊 下 その辺自由に審議して見て下さい。

花 田 それは原案がよろしいです。

花田部長 宗會議員の互選によるものハ六人だし、門主の任命は三人だからそれでよいでハないかといへば、六人と一人でも其の一人が強い人が出られると困ると宗會側は云ふのですが……。

議 長 そんな事でハ宗會議員はつまらないよ。宗會に全てを委せると更に争がひどくなる處があるから、是非とも中立的なものが必要だと思ふ。

龍 島 宗會側でハ國家の様に總長は宗會が選ぶといふ事にしたいのでハないですか。

花田部長 そうです。候補者はつくらずに宗會から選ぶといふ意見もありました。

議 長 國會議員は政黨によつて選出されてゐるが、然し宗會議員は、選出された後に個人的に党派を作つてゐるのだから譯が違ふ。

梅 上 第三号の委員はもっと多くてもよい位に思ひますが。

朝 倉 初は五對四位にしておいたのですが、減らしたのです。

花田・龍島 やはり原案がよろしいですね。

議 長 でハ顧問會ハ原案で結構だといふ事にして通しませう。次に勸学寮規程を。

勸学寮規程

花田部長 此れは現行のものと余り変りはありませんが、その權限に少し相違があります。現在までハ諮問機関として存在してゐたのですが、今後は独立の機関として、宗意安心に関する事柄を議決する事にしました。又、宗務機関も勸学寮に諮る事が出来る事にし、宗義寮は廃しました。

花 田 この規程ハ勸学寮の會議でも見せて頂いて結構だといふことになったのでありますが、員數の所は御考慮を願ひ度いと云ふことでありました。それから學者はそれ〴〵專攻を持つて居りますので、全員一致しなければ議決が出来ないと云ふ事になりますと、本當の答申が出来かねるかと思ひます。審判院の如き場合は、御手代りとして三名の者で調べて居りましたが……。

花田部長 審判院に於ける御裁斷の場合は、特別に審判院の規程の方で入れておき度いと思つて居ります。

増 山 一人でも反對があれば、あわて、御裁斷なさらない方がよいと思ひます。學解の裁斷はされないがよいでせう。

花 田 一人でも反對してゆけば、その反對が通るといふ事でハ困ると思ひますが。

増 山 宗意安心に関してハ矢張り全員一致せねばいけないと思ひます。異議のあるものを御答申申

上げてハならない立前にしたい。そんな場合は任期の解任の時再び考へてハどうでせう。

花田部長

勸学寮が議決しても、安心の正否を決する當面の方は法主御一人でありますから、勸学職に選ばれた人が一人でも反對があればいけないので、勸学寮が一人になる必要があると思ひます。議決に至らない場合、たとへ答申が出来なくても御法主は出席されてゐるし、議事録がありますから、それを御覽願へばよいと思ひますが。

梅 上

三業惑乱の如き一人の反對が正意安心の様な時もあるかも知れませんか。

増 山

御裁断といふ様な事は、減多になさつてはいいけないと思ひます。安心に関する限り事重大でありますから、下手をすれば分裂の虞がありますし。

猊 下

答申がないからと云つて、異安心でハないのだとも云へないでせう。

梅 上

少數横暴といふ事も云はれますね。

猊 下

審判院との關係は。

花田部長

審判院の方でハ異安心とハ決められないので、御法主が異安心と決められた事によつて、宗派の秩序を紊した云々として罰する事になります。それから先程議決が出来なければ答申が出来なくても議事録があるからと申しましたが、それハ異安心とも正意安心とも議決に至らなかったと答申してよいか否かを議決して答申すべきでありまして、前言は訂正致しておきます。

議 長

門主へ答申する様な會議の場合は兎も角として、その他の會議まで同じ員數にする事ハ實際上不都合でハないかね。假りに一名病欠のやうな場合は、早や議決出来ない訳だが、勸学寮

宗門投票規程

でハその辺のことに就いて何も意見ハなかつたのですか。

猊 下 遅くなつて一應見せた程度だったものですから、別に。

花田部長 やはり議決する會議は開かれませんか。

議 長 安心の所は別として、外の事は老齡のことだから其の辺何らか出来ないかねえ。まあ小さい

事は措いて。でハ次に宗門投票に移りませう。

花田部長 宗門投票規程ハ、宗法第九十二条に基いて、門主が發意される場合と、門末が發意する場合

とについて規定したもので、前者の時ハ審判院を通して先づ全教区會議長に諮問され、教区會議長は一ヶ月以内にその可否を審判院特別部に報告しなければならない事としたのであります。次に後者の門末が發意する場合は第三条であります、其所で組内投票有権者であるのハ教区内の投票有権者と御訂正願ひます。又その下は二百人以上の賛成者とし、次の行の組内の下ハ過半数寺院と入れる予定でありますから御承知願ひます。第四条ハ門主發意の場合と、門末發意の場合とに就いて、宗門投票を行ふべきか否かを決定する方法を定め、以下は投票施行期日の發令、投票有権者、投票方法、投票の成立不成立等について規定したのであります。

議 長 教区々々であるが、此所でハ開教区もは入るのか。

花田部長 地方組織の所でハ開教区もは入つて居りますが、此所でハは入つて居りません。矢張り内地教区と入れておくべきでせうか。

猊 下 入れておいたがい、でせう。

花田部長

でハ第二条の各教区とある所を國內各教区と致しませう。尚審議會でハ第三条の門末發意の場合、組内投票有權者の過半数とせよとの意見もありましたが、組は大小ありますから、教区投票有權者として、二百人乃至三百人といふ所で、二百人以上と考へてゐるのですが、人數の点についてハ如何でせうか。

渡 邊

なるべく宗門投票を開かせない考へですか。

花田部長

そうでハありませんが、宗門投票を行ふことハ余程の重大なことですから嚴重にする意味であります。

議 長

之位嚴重にしておけばよいだらう。

次に得度式規程について説明を願ひませう。

花田部長

得度式規程のプリントがまだ來てゐませんが、如何致しませうか。

議 長

それでハ歸敬式の方から先に進めよう。

歸敬式規程

花田部長

歸敬式規程の第一条でハ歸敬時の意味について、第二条でハ歸敬式を行ふ場所に就て定め、第三条は法名授与の事、第四条でハ式次は達令で定る旨を規定したのでありまして、從來と別に變つた点ありません。

議 長

歸敬式のこととは宗則で定めてハどうかね。

花田部長

得度規定以下は初め法度にゆづつたのでありましたが、得度規約は寺法細則には入つてゐるといふ事で、得度規程を宗規の中に入れましたので、そろ／＼と歸敬式、入門式も宗規の中にはいつて來た様な訳です。

入門式規程 議 長 でハ入門式規程の方も續いて説明して貰ひませうか。

花田部長 入門式を受けた者ハ宗徒として一定の權利を与へてゐるが、歸敬式を受けた者には、何等の恩典がないのハ如何といふ言もありましたが、入門式は門徒の者を住職がしっかりと把握する所謂眞の教團人をつくる意味のものであり、歸敬式ハ門徒の者の自由な氣持から受けるもので權利義務の事は考へないがよいと思ふのであります。

議 長 簡單だから説明はもう之位にして。

梅 上 佛前といふ事についてハ何か意見はありませんでしたか。歸敬式等ハ御影堂で行ふのです。
が。

花田部長 これについてハ審議會でも御影前としてハとの意見もありましたが、やはり御佛前でよからうと云ふことになりました。

議 長 本山の御影堂に於てと決めると本堂でハ出来ないことになるし、之でよいだらう。

でハ之で一寸休憩して財團の會議に出る人は丁度時間も来た様だから、後は残った人に委任して退場して貰ふことにしませう。

（午後二時三十五分休憩）

梅上、渡辺、原田、龍島四顧問、並びに朝倉執行長、藤井、石原両執行退場。

（再会、午後二時五十五分）

得度式規程 議 長 では引續いて得度式規程に移つて説明を。

花田部長

得度式規程では第一条の師弟の約を結ぶ儀式であるといふ所で、審議會でハ師弟同信の約としてハといふ希望があり、同信の二字を入れることに致しました。又第四条でハ、何等の自覚を持たない余り小さい子供に得度を許すことはどうかと云ふ事を考へ、又僧侶の品位を揃へる必要もあり、年齢十五才未満の者ハ得度式を受けることは出来ないと云ふ事にしました。又同条の第二号の處で「懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その執行を終り」の次に現行宗制の得度規程の欠格条項にあはせて一句を加へたいと思つて居りますが、永野君、一寸その挿入の文句を讀んで下さい。

永野賛事

「その執行を終り」「又は執行を受ける事がない様になる迄のもの」といった意味でありますが。

花田部長

其所の文句は又後で考へさせて頂いて、次に従来は得度しない者は懲戒の範囲内には入らなかったのですが、今後は宗徒も懲戒の範囲内にはいる事になりますから、第五号として本宗門の懲戒処分をうけたものについての規定を入れたいと思つて居ります。次に第五号の誓約の第一号に「終身僧侶の本文を守ること」とあるのを「……守り勉学布教を怠らないこと」と訂正させて頂きます。

花 田

得度した丈で布教が出来るのかね。

花田部長

俗人でも布教ができます。又今まで別則といつて居ったのが、宗規と変りましたから、第二号の宗規を案さぬことでハ一寸具合が悪いかと思ひますが。

花 田

「宗門の秩序を案さないこと」としたらよいでせう。又最後の「前項の誓約にハ云々」の一

行は削除してはどうですか。

議長 師弟といふ言葉はどうだらう。

花田 私は、師弟といふ言葉は是非入れて置いて頂き度いと思つて居ります。勸学寮の会議の時にも希望しておいたのですが、此の際、善知識思想をはっきり出し度いと願つてゐるのであります。聖人の「弟子一人も持たぬ」と仰せられた事は、聖人の御氣持を云はれたもので、聖人も上に對してハ「善き人の教を蒙つて」とか「本師本師」といつて敬の念を表はしておいでになるのであります。此所に同信と入れると友達の様に見えるので、私は矢張り師弟といふことにして頂き度いと思ひます。

議長 長 誓約のところに、師命に随順しとあるから、此所でハ師弟といふ言葉を使はないでもよくハないかね。

増山 師弟といふ事は事実で此の氣持がなくなつてはいけません。誓約によつて出来てゐる團體ですから一向に構はないと思ひます。尚師弟の次に同信といれることハ、やわらかい感じを持ちますから、私は入れてもよいと考へますが。

議長 長 勸学寮や顧問會と宗會とは又感覚が違ふからね。

増山 宗會でとやかく云ふとすれば、それは議論をもてあそんでゐるに過ぎません。

花田部長 中にハ法主と師弟の約を結ぶのか、御開山と師弟になるのかと云ふものもあり、法主との師弟といふことであれで前門様（はか）と師弟の約を結んだ者は當門様とは師弟でハないと云ふ事になる等といふ論もありました。

増 山 それはもとより假論であつて、一器渴瓶の理と同じであり、師弟といふことハ、嚴然たる事
 実であります。丁度親子といふのが事実であつて、それによつて權利義務といふのでハない
 のと同様のことでですから、此所でも師弟といふ事実を書くのに、何も遠慮はいらないと思ひ
 ます。

議 長 宗會あたりで師弟の字が削除されるといふ事を豫想するとうなるかね。

増 山 それは誓約された團體ですから、その團體に入れば團體の制約を受ける事は當然だと思ひま
 す。

議 長 それでハまあかうして置くとして、次に第二条で得度式を地方でも行ふようになってゐるが、
 之は地方で受ける者は便利でハあるかも知れぬが、本山で受ける様な感銘がないと思う。い
 つそ地方の分は止めたらどうだらう。

増 山 外國にでも行かれる様な場合は必要がおこると思ひますが。

花田部長 得度式は、特別の必要ある時として書き表はし、帰敬式の場合と聊か書き表はし方が違つて
 ゐるのも、得度式は地方でハ減多には、やらない積りであるからです。

議 長 そうだね。でハこのまゝにして、次ハ第三条は必ず寺院の住職の承認がいのかね。

花田部長 寺院には必ず所属するのですから。

花 田 第四条第二号失格のところ三年の経過を定めてあるが、刑の執行を終つたものは直ぐでも
 よくはないかね。良い人の場合何も三年経過する事もないと思ふが。

花田部長 然し悪い人の場合、僧侶を食ひものにする様な人もあるのですから、三年と決めておくこと

もそうした意味での得度を幾分でも押へることになると思ひます。

議 長

宗徒は懲罰の範囲内にはいるから、得度の失格条項にも宗派の懲戒を入れるといふ事であったが、寺族の次男、三男で宗徒になってゐない者は範囲外になるから、宗徒になった者と不公平な点がありはしないか。

狛 下

寺族は得度を受ける前に必ず宗徒になって貰はねばなりませんね。

花田部長

年齢の点ハ国民学校卒業程度ならば可成り常識も出来てくるからといふ意味で十五才としたが、如何でせうか。

花 田

私は御開山が九才で得度なされた事を有難くいたゞいて居ります。

議 長

私はもう少し、大学を出た位からにしたいと考へるが、これも色々と寺院の事情もあるだらうから、まあ十五才でよいだらう。

花 田

法然上人は十五才でありましたね。

議 長

勤式の正信偈和讃は可成り普及してゐるかね。

花田部長

殆ど全部普及して居ります。

議 長

教務所で行う試験は誰がするのかね。

花田部長

教区長にまかせてはと思つて居ります。

議 長

教師の試験を地方でやらせて失敗した経験があるが。

花田部長

本山の方に一遍は必ず来るのですから、その時もう一度検べるぞと云ふことになれば余りのこともないだらうと存じます。

議 長 得度で改名した者ハ役場に改名手續をせねばならぬが、その点はどうかね。

花 田 法名は法名でよくはないかと云つて、戸籍吏が受付けない所もある様です。

花田部長 法令に定めてあるのだから、戸籍係の頑迷を説破すればよいと思ひます。

猥 下 僧侶になつて必要がある時は改名してもよいとなつて居り而もそれが願ひであるのだから、戸籍係もぐづぐ言ふのでせう。結局公吏の認識不足と法令の不明瞭な点に其因するのだと思ひますが、今後やはり法名で通して見ようといふわけですね。

花 田 大谷派の方は俗名で通して居りますね。

花田部長 大谷派ハ得度式にハ度牒を授く、帰敬式には法名を授くといふ事になつて居ます。

議 長 でハこれで大体全部議了した譯ですから、提案の部は全部原案通り改正であつて然るべしと答申することと致しませう。

花 田 得度誓約の所で「言行を慎み、威儀を正し」とあるのは、宗制の「言行を慎み、道德を守り」といふ語に變へてハ如何ですか。

議 長 それはよいですね。

猥 下 勉強布教といふ事も問題になれば、變へてもよいと思ひます。

議 長 それでハ小さな字句の訂正は同様に當局に委せる事にして、今回の會議を終ります。

(時に午後四時) 以上

(未完)